

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目4番44号

**株式会社 横河ブリッジホールディングス**

代表取締役社長 藤 井 久 司

## 第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第154回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県船橋市山野町47番地1 横河ウエストビル 4階会議室
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 1. 第154期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第154期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件
- 第5号議案 監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第8号議案 取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第9号議案 監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.ybhd.co.jp/>) において周知させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

〔平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### 1-1 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、周辺国での軍事的緊張の高まりや米国の保護主義政策などいくつかの懸念材料を抱えつつも、企業収益や雇用環境の改善は進展し、設備投資も持ち直すなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

国内新設橋梁の発注量は僅かな回復に止まりましたものの、建設需要全体は公共投資・民間投資とも拡大傾向となりましたため、建設業全般は活況を呈しました。

このような状況のもと、当期の受注高は過去最高の1,487億4千万円（前期比350億円増）となりました。業績につきましても売上高は1,310億6千万円（同176億円増）、営業利益は137億3千万円（同57億1千万円増）、経常利益は138億6千万円（同57億3千万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は93億8千万円（同50億7千万円増）となり、それぞれ過去最高を更新することができました。以下事業別の概況につきましてご報告申し上げます。

#### (橋梁事業)

橋梁事業の事業環境につきましては、前期に過去最低水準まで落ち込みました国内新設橋梁の発注量は、東海環状道路関連の発注などに支えられ、若干ですが回復いたしました。一方、高速道路会社の大規模更新・大規模修繕事業につきましては、大型工事の発注が次第に本格化してまいりました。

このような状況のもと、当社グループは総合評価落札方式において技術評価点の獲得に注力しました結果、国土交通省を中心に新設橋梁の受注を大幅に伸ばすことができました。配置予定技術者が逼迫し、保全工事につきましては応札案件の選別を余儀なくされましたが、橋梁事業全体の受注高は過去最高の832億円（前期比209億9千万円増）となりました。主な受注工事といたしましては、国内新設工事は、東北地方整備局・気仙沼湾横断橋川口地区、関東地方整備局・舞浜立体海側、北陸地方整備局・猪谷橋、中部地方整備局・南大社1高架橋、春田6高架橋、加納第1高架橋、中国地方整備局・倉敷立体高梁川大橋、西日本高速道路・日高川橋他3橋、首都高速道路・高速大師橋更新、鉄道・運輸機構・北陸新幹線幸町橋りょう、宮城県・佐沼工区1号橋、川崎市・羽田連絡道路橋など、保全工事は、中日本高速道路・裾野インターチェンジ～沼津インターチェンジ間床版取替、首都高速道路・構造物改良工29-2-3、東京都・豊海橋改良などであります。

売上高につきましては、豊富な受注残高と好調な受注により過去最高を更新する739億5千万円（同88億8千万円増）となりました。また損益につきましても、複数の大型工事で竣工時精算による増額の獲得が重なりましたことに加え、稼働率の安定が全体的な採算性の向上につながりましたため、営業利益は85億1千万円（同46億6千万円増）と過去最高を更新いたしました。主な売上工事といたしましては、国内新設工事は、中部地方整備局・杭瀬川橋、霞4号幹線5-1工区、東日本高速道路・高島深沼橋、中日本高速道路・高森第二高架橋他4橋、下糟屋第三高架橋、西日本高速道路・箕面インターチェンジ、首都高速道路・板橋熊野町ジャンクション間改良、HM11～13工区、阪神高速道路・西船場ジャンクション、茨城県・幸久大橋など、保全工事は、東日本高速道路・小仁熊橋床版取替、西日本高速道路・熊本地震応急復旧その1、名古屋高速道路公社・寺部工区床版等修繕などが売上に立ちました。

#### （エンジニアリング関連事業）

エンジニアリング関連事業につきましては、工場や物流倉庫などの旺盛な需要が継続しましたため、システム建築事業の受注が大幅に拡大いたしました。加えて建築機鉄事業につきましても超高層建築などの受注により前期実績を大きく上回りましたため、エンジニアリング関連事業全体の受注高は過去最高となる603億9千万円（前期比140億7千万円増）となりました。業績につきましても受注の増加に伴い増収増益となり、売上高は509億3千万円（同80億7千万円増）、営業利益は48億8千万円（同8億円増）と、それぞれ過去最高を更新いたしました。

#### （先端技術事業）

先端技術事業につきましては、精密機器製造事業の受注が好調に推移しましたため、受注高は前期実績並みの51億3千万円（前期比6千万円減）となりました。業績につきましては、売上高は53億9千万円（同6億4千万円増）、営業利益は9億9千万円（同2億円増）と、それぞれ過去最高となりました。

#### （不動産事業）

不動産事業につきましては、売上高は前期とほぼ同額の7億7千万円、営業利益は増益の3億6千万円（前期比4千万円増）となり、当期も安定的な収入と利益を確保いたしました。

（注）本事業報告において、「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられる「企業集団」を意味するものとします。

企業集団の受注高及び売上高

(単位：百万円、%)

区 分	受 注 高		売 上 高	
	金 額	金 額 比 率	金 額	金 額 比 率
橋 梁 事 業	83,209	56	73,957	56
エンジニアリング関連事業	60,396	41	50,934	39
先 端 技 術 事 業	5,137	3	5,396	4
不 動 産 事 業	—	—	775	1
合 計	148,743	100	131,063	100

1-2 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当期中に、従業員持株会専用信託口において信託銀行から2億円の長期借入を行いました。

(2) 設備投資の状況

①当期中に完成した主要設備

橋 梁 事 業 等：室蘭工場 事務所棟の新設（建替）

エンジニアリング関連事業：千葉工場 生産設備の増設

エンジニアリング関連事業等：船橋市事務所棟の新設（建替）

②当期において継続中の主要設備の新設

橋 梁 事 業：大阪工場近隣に出荷ヤードを新設（平成30年4月完成）

③当期の投資総額は73億5千万円であり、自己資金および金融機関からの借り入れにて賄っております。

1-3 直前3事業年度の財産及び損益の状況  
 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円、1株あたりは円)

区 分	平成26年度 (第151期)	平成27年度 (第152期)	平成28年度 (第153期)	平成29年度 (第154期)
受 注 高	102,732	125,042	113,738	148,743
売 上 高	102,753	105,777	113,461	131,063
営 業 利 益	6,401	6,904	8,020	13,730
経 常 利 益	6,603	6,974	8,131	13,864
親会社株主に帰属する当期純利益	4,210	4,386	4,304	9,382
1株当たり当期純利益	98.40	103.19	102.98	226.93
総 資 産	116,737	114,919	128,156	144,997
純 資 産	64,190	65,553	69,857	80,695
1株当たり純資産	1,485.09	1,532.44	1,650.17	1,907.50

#### 1-4 企業集団の対処すべき課題

橋梁事業につきましては受注が好調に推移しましたため、平成30年度期首の受注残高は過去最大となっております。生産量の増大が見込まれる中、生産効率の向上にますます努めてまいりますとともに、大阪工場近隣に新たに取得・構築いたしました出荷ヤード（呼称「りんかいベース」）を有効に活用し、部材の運搬に関しましても効率化を進めてまいります。そして架設工事につきましては、全国すべての工事現場において、それぞれ細心の注意を払い、安全で確実な施工を心がけてまいります。

システム建築事業につきましては受注量が年々拡大する中、現有工場（千葉県袖ヶ浦市）に生産ラインの増設を続けてまいりましたが、これ以上の拡張はスペース的に難しくなりました。そのため平成30年度は新工場の建設を予定しております。建設予定地（千葉県茂原市内）の取得手続きを進めている段階ですが、平成30年夏には着工し、そこから1年後に稼働開始することを目指して鋭意努力してまいります。

第4次中期経営計画（平成28年4月～平成31年3月）につきましては、売上高、営業利益などの数値目標を2年目の平成29年度に達成することができました。最終年度である平成30年度におきましては、新工場建設をはじめとする設備投資に加え、IT投資による事務部門の業務効率化を進めるなど、グループ内の環境を整備しながら、新しい中期経営計画の策定に取り組んでまいります。平成30年度の当社グループの売上高は1,500億円まで拡大する見込みとなりました。次なるステップにつきましてグループ内で議論を重ね、第5次中期経営計画として新たな目標、基本方針などを設定し、平成31年2月頃に発表させていただく予定であります。

最後に繰り返しのようになりますが、何よりも重要な課題は工事の安全管理であり、重大事故の再発防止でございます。過去の事故を決して風化させず、そしてどこまでも手を緩めず、危険の予知・不安全行動の排除・安全設備の改良など様々な安全対策にこれからも最優先で取り組んでまいります。

1-5 企業集団の主要な事業（平成30年3月31日現在）

事業	主要な製品・事業内容
橋梁事業	新設橋梁の設計・製作・現場施工 既設橋梁の維持補修・保全 橋梁周辺事業としての鋼構造物・PC構造物・複合構造物の設計・製作・現場施工
エンジニアリング関連事業	システム建築（商品名：y e s s 建築）の設計・製作・現場施工 トンネル用セグメントなどの土木関連工事の設計・製作 海洋構造物、港湾構造物の設計・製作 可動建築システム（商品名：YMA）の設計・製作・現場施工 超高層ビル鉄骨等の現場施工 PC構造物の設計・製作・現場施工 太陽光発電システムの現場据付 水処理装置の設計・製作・現場据付 鋼板遮水システムの設計・製作・現場施工
先端技術事業	液晶パネル製造装置等向けの高精密フレームの構造解析・設計・製缶・精密加工、 その他の構造解析、情報処理、ソフトウェアの開発および販売
不動産事業	不動産賃貸事業 人材派遣業



## 1-6 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（平成30年3月31日現在）

### (1) 企業集団の主要な事業所

当 社	本 社	東京都港区
	総合技術研究所	千葉市
株式会社横河ブリッジ	本 社	千葉県船橋市
	大 阪 事 業 場	堺市
	工 場	大阪工場（堺市） いずみ工場（大阪府和泉市）
	営 業 所	札幌市、仙台市、横浜市、静岡市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、沖縄県那覇市
	機 材 セ ン タ ー	利根機材センター（茨城県古河市） 播磨機材センター（兵庫県加西市） 北海道機材センター（北海道室蘭市）
株式会社横河システム建築	本 社	千葉県船橋市
	工 場	千葉工場（千葉県袖ヶ浦市）
	営 業 所	札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、岡山市、福岡市
株式会社横河住金ブリッジ	本 社	茨城県神栖市
	工 場	鹿島工場（茨城県神栖市）
	営 業 所	仙台市、千葉県船橋市、名古屋市、大阪市、兵庫県尼崎市、広島市、福岡市
株式会社榎崎製作所	本 社	北海道室蘭市
	工 場	室蘭工場（北海道室蘭市）
	営 業 所	札幌市、仙台市
株式会社横河技術情報	本 社	千葉県船橋市
株式会社横河ニューライフ	本 社	東京都港区
株式会社ワイ・シー・イー	本 社	千葉県船橋市

## (2) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
橋 梁 事 業	1,079名
エンジニアリング関連事業	466名
先 端 技 術 事 業	70名
不 動 産 事 業	40名
全 社 ( 共 通 )	32名
合 計	1,687名 (前期末比24名増)

### ② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
合 計	36名 (前期末比2名減)	41歳5カ月	17年11カ月

(注) 当社の従業員は、全員グループ会社からの出向者です。

## 1-7 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 横 河 プ リ ッ ジ	350百万円	100%	鋼 構 造 物 製 造 業
株 式 会 社 横 河 シ ス テ ム 建 築	450百万円	100%	建 設 業
株 式 会 社 横 河 住 金 プ リ ッ ジ	499百万円	60%	鋼 構 造 物 製 造 業
株 式 会 社 榑 崎 製 作 所	350百万円	85%	鋼 構 造 物 製 造 業
株 式 会 社 横 河 技 術 情 報	300百万円	100%	シ ス テ ム サ ー ビ ス 業
株 式 会 社 横 河 ニ ュ ー ラ イ フ	30百万円	100%	不 動 産 管 理 事 業

## 1-8 主要な借入先及び借入額（平成30年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,736百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,200百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,200百万円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日に株式会社三菱東京UFJ銀行より株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

## 2. 当社の株式に関する事項

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 45,564,802株  |
| (3) 株主数        | 5,946名       |
| (4) 大株主（上位10名） |              |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
横 河 電 機 株 式 会 社	2,234千株	5.39%
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	1,987千株	4.80%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,857千株	4.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,740千株	4.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,608千株	3.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	702千株	1.69%
住 友 不 動 産 株 式 会 社	674千株	1.62%
東 プ レ 株 式 会 社	616千株	1.48%
横河ブリッジホールディングス従業員持株会	561千株	1.35%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	557千株	1.34%

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,167,711株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 なお、自己株式（4,167,711株）には、従業員持株会専用信託口が所有する当社株式（82,800株）は含めておりません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉田 明	取締役会長（代表取締役）	—
藤井 久司	取締役社長（代表取締役）	—
高木 清次	取締役監査室長兼社長室長兼総務部長 情報企画室担当	—
宮本 英典	取締役経理部長	—
名取 暢	取締役（非常勤）	株式会社横河ブリッジ 代表取締役社長
大島 輝彦	取締役（非常勤）	株式会社横河システム建築 代表取締役社長
小林 明	取締役（非常勤）	株式会社横河技術情報 代表取締役社長
高田 和彦	取締役技術総括室長兼新規事業開発 室長 総合技術研究所担当（非常勤）	株式会社横河ブリッジ 常務取締役
北田 幹直	取締役（非常勤）	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 アスクール株式会社 社外監査役 双日株式会社 社外監査役
亀井 泰憲	取締役（非常勤）	—
北爪 恒平	常勤監査役	—
荒渡 薫	常勤監査役	—
志々目 昌史	監査役	志々目法律事務所 弁護士 澁澤倉庫株式会社 社外監査役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
八木和則	監査役	TDK株式会社 社外監査役 応用地質株式会社 社外取締役 双日株式会社 社外監査役
西山重良	監査役	株式会社高文 社外監査役 株式会社西日本書庫センター 社外取締役

- (注) 1. 取締役北田幹直氏および亀井泰憲氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役志々目昌史氏、八木和則氏および西山重良氏は、社外監査役であります。  
3. 平成29年6月28日開催の第153回定時株主総会の終結の時をもって、取締役金子俊一氏および監査役深沢誠氏は、辞任により退任いたしました。  
4. 平成29年6月28日開催の第153回定時株主総会において、小林明氏が取締役に、また、荒渡薫氏が監査役に、それぞれ選任され就任いたしました。  
5. 取締役北田幹直氏および亀井泰憲氏ならびに監査役志々目昌史氏、八木和則氏および西山重良氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。  
6. 監査役八木和則氏は、長年、横河電機株式会社の経理・経営企画等の業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款に基づき、非業務執行取締役である北田幹直、亀井泰憲の2氏および監査役北爪恒平、荒渡薫、志々目昌史、八木和則、西山重良の5氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	179百万円 (15百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	52百万円 (20百万円)
合計 (うち社外役員)	12名 (5名)	232百万円 (36百万円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は2名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の非常勤取締役4名が在任していることと、平成29年6月28日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれているためであります。また、平成29年6月28日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって、無報酬の非常勤取締役金子俊一氏は辞任により退任いたしました。
2. 取締役の報酬限度額は平成13年6月28日開催の第137回定時株主総会において年額310百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は平成6年6月29日開催の第130回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記「報酬等の総額」には、当期において計上した役員退職慰労引当金の繰入額45百万円（取締役6名に対し37百万円、監査役6名に対し7百万円）を含んでおります。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は12頁から13頁に記載のとおりであります。

なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席・発言状況
取締役 北田 幹直	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回に出席しており、弁護士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な助言、提言を行っております。
取締役 亀井 泰憲	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回に出席しており、議案審議等につき適宜必要な助言、提言を行っております。
監査役 志々目 昌史	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席しており、弁護士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行っております。
監査役 八木 和則	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席しており、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行っております。
監査役 西山 重良	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席しており、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行っております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 協和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社の子会社の株式会社横河ブリッジにつきましても、協和監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から示された監査計画の内容、必要とする時間数およびそれらをベースにした会社の報酬額算定についての過年度実績、ならびに他社の実績も参考として慎重に審議した結果、会社の提示する金額は妥当であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当するものではありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1号に定める事項に該当し、必要と認められる場合、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人が適正に監査業務を遂行するのに重大な支障をきたす事態が発生した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 5. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と体制

### (1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

横河ブリッジホールディングスグループ(以下、当社グループといいます)は、「社会公共への奉仕と健全経営」の理念のもと、誠実なモノづくりを行い、良質で安全な社会インフラの整備等を通じて社会に貢献します。また、当社グループが有する豊富な人材と高い技術力を活かし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現させることで、ステークホルダーからの信頼を獲得します。さらに、企業活動を進めるにあたっては良き企業市民としての自覚を持ち、法令や社会規範等を遵守するとともに、働く人々が信頼感で結ばれ、安全で安心して生活できる企業づくりに努めます。その実現のため、以下の5点を基本方針として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ①株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性を確保します。
- ②株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- ④取締役会の役割・責務を適切に遂行し、透明かつ機動的な意思決定を行います。
- ⑤当社の長期安定的な成長の方向性を株主と共有して建設的な対話に努めます。

### (2) コーポレートガバナンス体制の概要

当社は、取締役会、監査役会および会計監査人設置会社であり、当社を持株会社とするホールディングス体制によるグループ経営を行っております。また、社外取締役2名、社外監査役3名が取締役会の意思決定の過程や取締役の職務の執行状況を監督・監査しております。さらに、事業に関することについて、事業会社から重要案件の事前承認や事業の遂行状況の定期的な報告等を受け、事業会社間の調整を行い経営管理することで、グループの発展および企業価値の向上に努めております。

#### (取締役会)

当社グループ経営の意思決定のため、取締役会を原則として月1回開催し、当社グループの経営基本方針・計画等の策定および達成状況の評価、事業会社における重要な経営事項、その他業務執行に関する重要事項の審議・決定ならびに各取締役の業務執行の監督を行っております。

取締役のうち3名は主要な事業会社の社長を兼務しております。さらに、当社の取締役でない主要な事業会社の社長4名も取締役会に出席しております。なお、社外取締役2名は株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。

#### (常務会)

当社は、業務執行を円滑に行うため、社外取締役を除く取締役、常勤監査役、事業会社の社長で構成される常務会を、原則として月1回開催し、事業会社における重要な経営事項、その他業務執行に関する重要事項について、必要な情報の提供を受けて審議を行って



おります。社外取締役、社外監査役には、常務会の議事録を含む重要な資料を配付し、会社の現況を確認できるよう、十分な情報を提供しております。

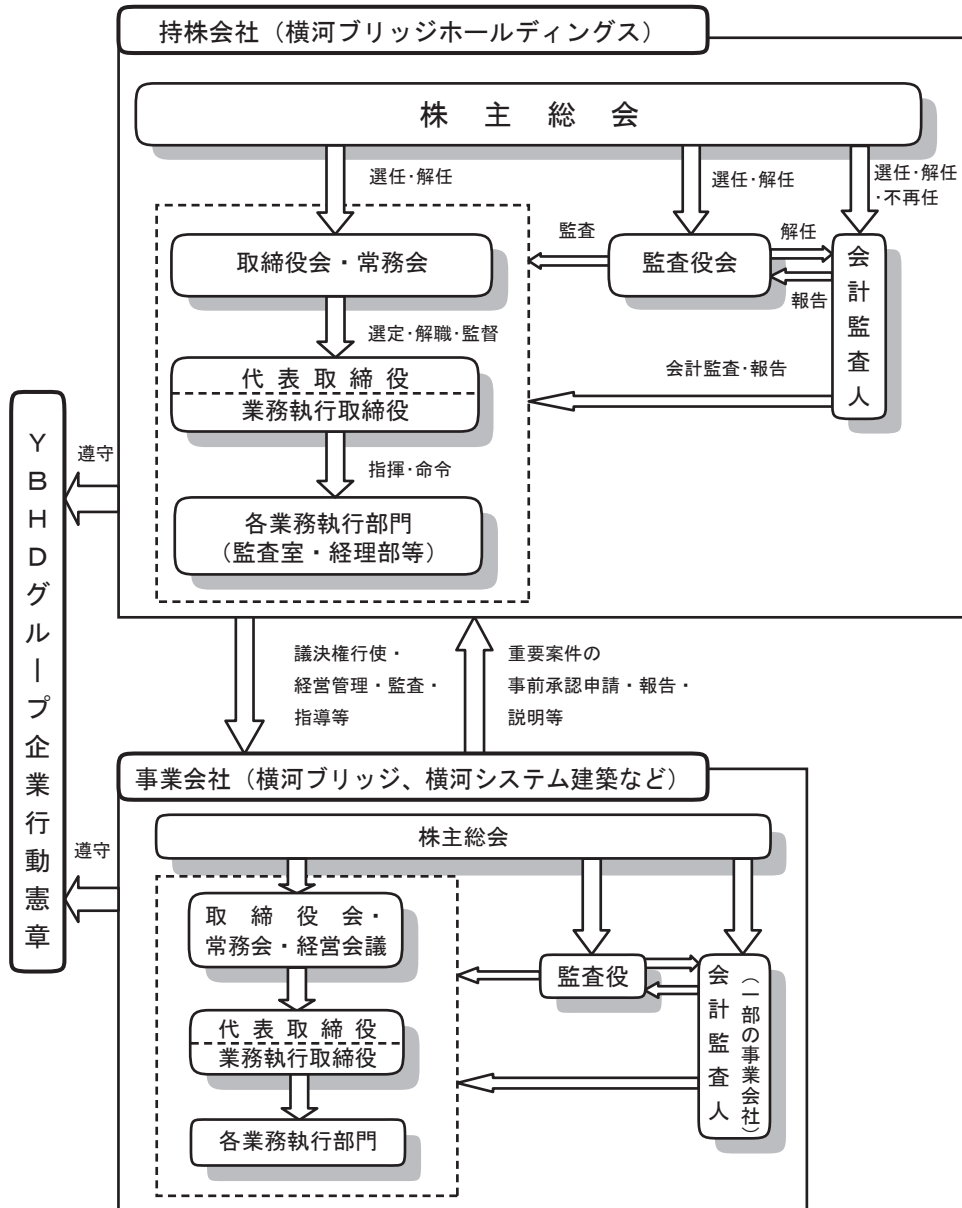
(監査役会)

監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役3名の計5名で構成され原則月1回開催しております。監査役は取締役会、常務会、代表取締役との定期的な意見交換会等の重要な会議に出席する他、内部監査部門である監査室および会計監査人との情報交換を通じて、意思決定の過程を把握し、必要のあるときは意見を述べ、業務執行、財務、コンプライアンス、内部監査等の状況の報告を受けております。なお、社外監査役3名は株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。

(会計監査人)

当社は、会計監査人として協和監査法人を選任し、経営に関する正しい情報を随時提供するとともに、期中を通じて会計監査人による監査を受けております。

## 当社グループのコーポレートガバナンス体制図



## 6. 業務の適正を確保するための体制等の決議の内容および運用状況の概要

### (1) 決議の内容の概要

横河ブリッジホールディングス(以下、YBHDといいます)グループの発展、企業価値および経営品質の向上を目的として、取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制等の内容についての概要は次のとおりであります。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、その職務の執行にあたって、国内外全ての法令および定款、社内規定、マニュアル等(以下、社内規定等といいます)を遵守するとともに、企業倫理や社会規範等を尊重し良識ある企業行動を心がける旨制定した「YBHDグループ企業行動憲章」(以下、企業行動憲章といいます)に基づき業務を適正に行います。

取締役は、内部監査部門として設置した監査担当部(以下、監査担当部といいます)に、企業行動憲章遵守の状況について業務監査を行わせます。また、内部通報制度として設置したイエローカードシステムの活用を促進、その充実化を図ります。

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨みます。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の議事録および審議・報告資料その他取締役の職務執行に係る文書および情報等の保存および管理については、文書規定に基づき適正に行い、また企業秘密および個人情報・個人番号の管理についても社内規定等に基づき適正に行います。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動において懸念される事故、法令違反等の諸々の損失の危険の管理について、損失予防および発生時の対応のため、社内規定等を適宜整備し、各部門においてはそれに基づき業務を執行し、また、自主監査を行い、常時損失の予知と予防のための措置をとります。また、損失発生の予防を目的とした各種研修を実施し、さらに、イエローカードシステムにより通報を行うことにより、損失を回避します。

大規模地震・水害等の災害および新型インフルエンザ等感染症の発生に備え策定した事業継続計画に基づき、事前の周到的対策と教育・訓練の実施を図るとともに、発生以降は、本計画に基づき、事業継続に向け、速やかに適切な初動対応と復旧活動を行います。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定期的開催する取締役会および常務会においては、グループの経営基本方針・計画等の策定および達成状況の評価、事業会社の重要な経営事項について、必要な情報の提供を受けて審議を行い、適法かつ妥当な経営判断により決定を行い、また、事業会社の経営状況その他重要事項の報告を受けます。

経営基本方針・計画等の策定にあたっては、コンプライアンス確保、グループを取り巻く事業環境、ならびに、要員、設備および資金等の経営資源の効率的配分等を基本的条件として審議し、その実行状況および設定目標の達成度合を定期的にチェックします。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全ての使用人は、企業行動憲章に基づき企業活動を行います。また、イエローカードシステムの活用により、法令違反、不正等を通報することにより、是正改善措置を行います。

⑥次に掲げる体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループの業務の適正性確保のため、事業会社の経営管理の基準を定めた事業会社管理規定に基づき、事業会社の主体性に配慮しつつ、事業会社を統括し経営管理を行い、重要案件については事前承認を行い、また、説明・報告等を受けます。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業会社の定める内部統制システムの「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について、当社の内部統制システムの③の「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の各事項を自らに適合する内容をもって定めさせ、また、実施に向けた助言・協議および実施状況のモニタリング等を通じて、実施させます。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、事業会社の定める内部統制システムの「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」について、当社の内部統制システムの④の「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の各事項を自らに適合する内容をもって定めさせ、また、実施に向けた助言・協議および実施状況のモニタリング等を通じて、実施させます。

ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業会社の定める内部統制システムの「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」および「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、当社の内部統制システムの①の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」および⑤の「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の各事項を自らに適合する内容をもってそれぞれ定めさせ、また、実施に向けた助言・協議および実施状況のモニタリング等を通じて、それぞれ実施させます。

ホ. その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

監査担当部は、事業会社の企業行動憲章その他社内規定等の遵守状況について、自ら、または事業会社監査担当部と連携して効率的かつ実効的な監査を実施し、また、監査役は、独自に、または監査担当部ならびに事業会社の監査役および監査担当部に協力を求め、事業会社の監査を行います。

事業会社におけるイエローカード行為については、監査担当部は、事業会社監査担当部に対し、イエローカードシステム規定により適切な対応・措置を行わせ、その対応・措置について、監査担当部に対し報告させます。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会直属の独立した組織として設置された監査役会事務局(以下、事務局といいます)に、監査役の職務を補助し事務局業務を処理する事務局員を所属させており、監査役会議事録作成等の業務や業務監査の補佐的な職務を行っております。

⑧事務局員の取締役からの独立性に関する事項

事務局員が他部門と兼職している場合、当該事務局員が監査役の指揮命令に基づいて職務を行うにあたっては、取締役、所属長等からの介入的指揮命令は受けません。また事務局員の人事異動、評価等人事に関する処遇は、その独立性を考慮し、それぞれの事由により監査役会による同意・意見聴取等を行います。

⑨監査役が事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が事務局員に対し指示を行った場合は、当該事務局員は当該指示に従いこれを確実に実行し、また、当該事務局員は当該指示事項について守秘義務を負います。

⑩次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、常務会その他重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握し、意見を述べ、業務執行、財務、コンプライアンス、内部監査等の状況の報告を受けます。また、これら重要会議の議事録および審議・報告事項の関係資料を閲覧します。

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、常務会に出席し、事業会社の代表取締役から、当該事業会社に係る業務執行、財務、コンプライアンス、内部監査等の状況の報告を受けます。また、これら重要な会議の議事録および審議・報告事項の関係資料を閲覧します。

⑪前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および事業会社の使用人がイエローカードシステム等により通報を行った場合に、当該通報を行った使用人が不利益な取扱いを受けないよう、イエローカードシステム規定の通報者保護に係る定めに基づき措置します。

⑫監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して助言等を求め、または調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、これらに係る費用を請求するときは、これを拒むことはしません。

⑬その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役は定期的に会合をもち、事業環境や対処すべき課題等について意見交換を行い、また、監査担当部、会計監査人および事業会社監査役と定期的に協議をもち、緊密な関係を保っております。

(2)運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制等の運用状況についての概要は次のとおりであります。

#### ①取締役および使用人の職務執行の適正その他コンプライアンスに係る取組みの状況

取締役および使用人は、企業行動憲章に基づき、適正に職務を執行しており、監査担当部に、企業行動憲章の遵守等のモニタリングを行わせており、必要があれば改善を進めております。

イエローカードシステムについては、その活用を促進し、また、運用改善を図っており、問題の早期発見と改善措置に効果を挙げております。

反社会的勢力排除に係る対応は、企業行動憲章および具体的対応を記載した反社会的勢力への対応マニュアルに基づき、不当要求に対しては断固拒否し毅然と対応する体制としており、また、取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の記載を必須のものとしております。

#### ②取締役の職務執行の効率性確保の取組み状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席しております。当事業年度において取締役会は13回開催し、各議案について審議し、報告事項の報告を受け、また、業務執行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の効率性は確保されております。

#### ③損失の危険の管理の状況

事業活動において懸念される事故、品質不良、法令違反等の諸々の損失の危険に対しては、取締役会等で適時に予防・改善措置について周知・確認等を行っており、事例発生の報告を受けた場合には再発防止策等について指示徹底を図っております。さらに、YBHDグループ各社全部門が定期的に自らの部門の損失の危険の管理状況を監査する自主監査の実施を通じて、グループ全体として損失の危険の発生予防への取組みを強化しております。特に、事故の発生予防については、過去に発生した事故を受けて策定した、根本的な事故再発防止策について、実施の徹底および実施状況のモニタリングを行っております。

また、災害等発生時の事業継続については、整備した事業継続計画の運用確認・検証の一環として、災害発生時の安否確認システムに係る訓練を適宜実施しております。

#### ④事業会社の経営管理の状況

当社によるグループ各事業会社への経営管理は、その基準を定めた事業会社管理規定に基づき、事業会社を統括し経営管理を行っており、重要案件は事前承認を行い、また、説明・報告等を受けております。

また、各事業会社のコンプライアンスおよび損失の危険の管理等の業務の適正状況に関しても、各社監査担当部の監査等を通じてモニタリングを行い、必要があれば適宜改善指導を行っております。

#### ⑤監査役監査の実効性確保に係る取組みの状況

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役5名で構成され、当事業年度において監査役会は14回開催され、経営の適法・適正性、コンプライアンス等に関して幅広く検証、意見交換等を行いました。監査役は、取締役会への出席および常勤監査役による常務会その他重要会議への出席、ならびに各部門への業務監査等を通じて、業務執行の適法性および内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。さらに、監査担当部、会計監査人および事業会社監査役と定期的に協議をもち、相互の監査状況や結果等について情報提供や意見交換を行うなど緊密な関係を保ち、実効的な監査を行っております。

# Y B H Dグループ企業行動憲章

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 横河ブリッジホールディングス（以下Y B H Dという）グループ企業（以下グループ企業という）は、創業者横河民輔の理念である「社会公共への奉仕と健全経営」をグループ企業の基本経営理念として継承し、この憲章を定める（正式名称を、Y B H Dグループ企業行動憲章という）。グループ企業およびその役員、従業員、出向者、派遣社員等業務に従事する全ての勤務者は、企業行動を行ううえで、この憲章を遵守し、社会的責任および公共的使命を常に認識し、かつ高い社会的信用を得るため、国内外全ての法令を遵守することはもとより、企業倫理ならびに社会規範等を尊重し良識ある企業行動を心がけなければならない。

## 第2章 社会との関係

(社会への貢献)

第2条 社会の一員として積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与する。文化・芸術への支援、地域社会への協力、ボランティア活動への参加、国際社会への貢献などの社会貢献活動を継続的に実施し、良き企業市民として社会的責任を果たす。

(寄付行為・政治献金規制)

第3条 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、公職選挙法や政治資金規正法等の関係法令を遵守する。

2. 各種献金・寄付の実施については、事前に職務権限規則等社内規定に則って行う。

3. 贈賄や違法な政治献金を行わないことはもとより、政治、行政との癒着というような誤解を招きかねない行動を厳に慎む。

☆公職選挙法、政治資金規正法、刑法

（☆は遵守すべき法律等を示し、法律についてはその関連施行令・施行規則・ガイドライン等を含むものとする。ただし遵守すべき社内規定・マニュアルについては省略する）

(反社会的勢力との関係断絶)

第4条 反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たない。反社会的勢力などからの取引・金銭などの要求は断固として拒否する。

2. 会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用しない。総会屋等に対する利益供与（情報誌購読・広告掲載等を含む）は行わない。

☆会社法

(環境保護・資源の保全)

第5条 製品の研究、開発、製造、施工および廃棄等にあたっては、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に関する法令等を遵守するとともに、自然保護や資源の保全に取り組み、また公害防止、省エネルギーに配慮し事業を行う。

2. 環境保護意識の向上を図り、健全な物質循環社会の実現に向け、環境保護活動に積極的に参加する。

☆環境基本法、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法

☆循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(安全保障貿易管理と輸出入関連法令の遵守)

第6条 国際的な平和と安全の維持を妨げることとなる軍事関連技術の輸出を行わず、全ての輸出入取引に関して取引先の概要および事業内容を十分に確認し、輸出貨物・技術が大量破壊兵器の開発・製造に用いられないことを確認する。

2. 製品の輸出入にあたっては、関係法令に従って適切な輸出入通関手続きを行うとともに、輸出入禁制品の輸出入は行わない。

☆輸出入貿易管理令

### 第3章 顧客、取引先との関係

(製品、工事の安全)

第7条 製品の製造、工事施工等にあたっては、常に安全性に留意して行動することとし、製品、工事の安全に関する法律および安全基準を十分理解し遵守するとともに、安全衛生管理の徹底を図り、特に工事現場においては安全を最優先に無事故、無災害を期して施工を行う。

2. 製品、工事の安全性に関する問題、事故等の情報を入手した場合は直ちに事実関係を確認するとともに、判明した事柄について、グループ企業危機管理マニュアルに基づき、関係部門に迅速かつ確実に連絡し、適切な対応をとる。

☆労働安全衛生法、製造物責任法

(公正で自由な競争)

第8条 いかなる状況であっても、カルテルや談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用など独占禁止法違反となるような行為を行わず、公正で自由な企業間競争を行う。

2. 同業者間や業界団体において価格、数量、生産設備等についての協議、取決めを行ったり、入札談合を行うなど不当な取引制限を行わない。

☆独占禁止法、独占禁止法遵守の手引き

(建設業関係法の遵守)

第9条 建設工事の受注に際しては適正な契約を書面により締結し、契約後は契約条項を誠実に履行し、発注者の信頼に応える適正かつ効率的な建設工事を施工する。

2. 契約後は代金の回収を確実に行之、また契約相手先の信用管理に注意を払い、不良債権発生の防止に努める。

3. 建設業法その他事業に係わる関係業法に規定する許認可の取得および届出等の手続を確実に実施する。

4. 業務受託等建設工事以外の受注についても前3項に準じて遵守する。

☆建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律



(購入先との適正取引、発注関係法の遵守)

第10条 購入先、発注先との取引においては、相互の地位、権利、利益を尊重し、法令や正しい商慣習に則り、公平かつ公正な契約を締結することとし、特に複数の購入先、発注先の中から適格者を選定する場合には、品質、価格、納期、技術力、安定供給等諸条件を公平に比較、評価し最適な取引先を決定する。特定の業者に有利な待遇を与えるため何人も影響力を行使しない。

2. 製造委託、修理委託、情報成果物の作成、役務の提供等の発注先に対して、支払遅延等の行為を行わないよう注意し契約、取引を行う。

☆下請代金支払遅延等防止法

(不正競争の防止、適正な広告宣伝)

第11条 不正な手段により他者の営業秘密を取得せず、使用しない。また不正な行為により取得されたものであることを知って他者の営業秘密を取得せず、使用しない。

2. 広告宣伝活動にあたっては、虚偽や誇大な表現を排除するとともに、社会的差別や人権侵害にあたらぬように行うこととし、また他人の商品または営業と混同を生じせしめるような広告、表示は一切使用しない。

3. ホームページ、カタログ・パンフレット類、新聞・雑誌広告などの広告宣伝物の作成にあたっては、前項について注意を払って作成することとし、その内容について十分審査した後、発行、掲載する。

☆不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法

(接待、贈答)

第12条 公務員またはこれに準ずる者に対する接待、贈答は行わない。

2. 顧客や取引先に関して接待、贈答を行うこともしくは受けることは極力避けることとするが、やむを得ない場合は、一般社会的な常識の範囲内とする。

☆刑法

#### 第4章 株主、投資家との関係

(情報の開示、取扱)

第13条 株主、投資家等に対して、グループ企業の財務内容、事業活動状況等の経営情報を適時適正に開示する。

2. 未公表の企業情報は外部漏洩しないよう厳正に管理するとともに、業務遂行上内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは、株式、社債等有価証券の売買はしない。

☆金融商品取引法、東京証券取引所会社情報適時開示規則

#### 第5章 従業員等との関係

(人権尊重、差別禁止)

第14条 従業員一人一人の人権を尊重するとともに、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、学歴その他業務を進めるうえで関係のない非合理的な理由で差別は行わない。

2. 業務上において暴力、罵声、誹謗中傷、威迫等による強制、いじめその他人権侵害は行わない。

3. イエローカードシステム規定の施行にあたっては、通報者および被通報者の人権その他諸権利の保護を図る。

(セクシュアルハラスメントの防止)

第15条 性的嫌がらせ、他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為、相手に不快感を与える性的な言動や行為は行わない。

☆男女雇用機会均等法

(マタニティハラスメント等の防止)

第15条の2 妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とする不利益な取扱い等、職場環境（就業環境）を害する言動や行為は行わない。

☆男女雇用機会均等法

☆育児介護休業法

(個人情報保護管理)

第16条 業務上知りえた役員、従業員等社内および社外関係者の個人情報については、業務目的のみに使用し、外部に情報が漏洩しないよう厳重に管理する。

☆個人情報保護法

☆マイナンバー法

(労働関係法の遵守、職場の安全衛生)

第17条 労働関係法を遵守し、勤務日や勤務時間などの管理を徹底し、適切な労務管理を行う。過重労働、強制残業などは一切行わない。

2. 職場の整理、整頓に努め、清潔さを保ち快適な職場環境を維持することに努め、従業員就業規則における安全衛生および防災の各条項を遵守し、社員の安全衛生と心身の健康増進を図る。

☆労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、健康増進法、消防法

## 第6章 会社財産との関係

(適正な会計処理)

第18条 会計帳簿への記載や伝票の記入にあたっては、関係法令や社内規定に従って正確に記載し、虚偽または架空の記載をしたり、簿外の資産、負債等の構築はしない。

2. 不透明な金銭出納の排除を徹底するために、証拠書類、説明書類等の完備、社内監査体制の充実等に努める。

☆会社法、税法、金融商品取引法

(企業秘密の管理)

第19条 企業秘密（他社を含む）は厳重に管理して、社外に漏洩したり、業務目的以外の目的に使用しない。

2. 企業秘密を社外に提供する場合は、秘密保持契約を結ぶなど予期せぬ漏洩の防止に備える。

3. 他社の企業秘密を盗用したり、他社から許された目的以外には使用しない。

4. 退職後も、会社および社外から入手した企業秘密を漏洩したり、いかなる目的にも使用しない。

☆不正競争防止法

(会社資産の適切使用)

第20条 会社の資産は、効率的に使用するとともに保護に努め、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取り扱い、個人的な目的で会社の資産や金員を使用しない。

☆刑法

(情報システムの管理)

第21条 会社の情報システム構築の際には、情報システムの安全確保のため必要な措置を行うこととし、外部からの不正侵入やウィルス混入の防止策を講ずる。

2. 不正侵入が発生した場合には、情報資産および社外への被害拡大の防止や情報システムの復旧等に必要な措置を迅速に実施し、再発防止策を講ずる。
3. 他人のIDやパスワードを盗用したり、他人のコンピュータシステムに不正に侵入したりしない。
4. 会社の情報システムに関わるIDやパスワードは厳重に管理し、社外への漏洩を防ぐとともに、情報資産の廃棄にあたっては復元できないよう十分な措置を講ずる。
5. 会社の情報システムは業務のためにのみ使用し、個人的な目的のために使用しない。

☆刑法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(知的財産権の保護)

第22条 会社の知的財産権は、会社の重要な資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努める。創作、技術開発による発明等については、速やかに特許等の出願を行い、また会社の知的財産権に対する侵害の排除に努め、権利の保全を図る。

2. 他者のコンピュータソフトの無断コピーなど、他者の知的財産権を侵害するような行為をせず、他者の知的財産権は適切な契約を締結したうえで使用し、不正に使用しない。

☆特許・意匠・商標法等の産業財産権関係法、著作権法

## 第7章 実効的措置

(契約の締結および管理)

第23条 この憲章各章に規定する企業行動は、契約の締結をもって行うことを基本とする。締結される全ての対外的な契約については、グループ企業社内部門は必ず事前に、契約の目的、内容、条件などの要旨およびその付属資料など（以下契約関係資料という）を準備し、契約締結に至るまでの審査時間を十分確保のうえ、グループ企業総務担当部に契約関係資料を提出し審査を依頼する。

2. グループ企業総務担当部は、契約関係資料を十分審査し、必要な場合はY B H D総務部および顧問弁護士と連携し、調整のうえ成案を得た後、依頼部門に提示する。
3. 依頼部門は、成案をベースに契約交渉を行い、確実に契約を締結し、契約書は当該部門にて管理する。

(関連規定・制度の整備)

第24条 この憲章各条項を実現するため、必要な規定・制度は速やかに制定・整備する。

2. この憲章ならびに関連規定が遵守されているか、常に監視するため、必要なシステムを構築する。

(通報、是正等)

第25条 この憲章の内容や解釈に関しての問合せ窓口はグループ企業監査担当部とする。

2. この憲章に違反する行為、または違反のおそれのある行為については、これを隠蔽してはならず、発見した場合は自ら行った場合を問わず、イエローカードシステム規定により、速やかに通報する。
3. この憲章に違反する行為、または違反のおそれのある行為があった場合は、グループ企業監査担当部およびY B H D 監査室が中心となって速やかに是正、改善措置を行う。

(罰 則)

第26条 この憲章に違反した者やこの憲章の違反を放置した者については、会社法その他法令、従業員就業規則等に基づき措置する。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	92,176	流動負債	40,746
現金預金	22,254	支払手形及び工事未払金等	21,879
受取手形及び完成工事未収入金等	65,764	1年内償還予定の社債	100
有価証券	1,630	1年内返済予定の長期借入金	236
たな卸資産	1,187	未払法人税等	3,405
その他	1,341	未成工事受入金	3,258
貸倒引当金	△0	工事損失引当金	5,384
固定資産	52,820	賞与引当金	2,310
有形固定資産	24,700	事故関連損失引当金	898
建物及び構築物	8,639	その他の引当金	59
機械装置及び運搬具	3,578	その他	3,213
土地	11,510	固定負債	23,555
建設仮勘定	508	社債	2,350
その他	464	長期借入金	6,357
無形固定資産	1,140	繰延税金負債	2,975
ソフトウェア	1,052	再評価に係る繰延税金負債	70
その他	87	役員退職慰労引当金	863
投資その他の資産	26,979	退職給付に係る負債	10,622
投資有価証券	20,093	その他	316
関係会社株式	222	負債合計	64,302
繰延税金資産	6,292	純資産の部	
その他	370	株主資本	71,385
資産合計	144,997	資本金	9,435
		資本剰余金	10,089
		利益剰余金	55,537
		自己株式	△3,677
		その他の包括利益累計額	7,421
		その他有価証券評価差額金	7,262
		土地再評価差額金	159
		非支配株主持分	1,888
		純資産合計	80,695
		負債及び純資産合計	144,997

# 連結損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上		131,063
売上原価		109,024
売上総利益		22,039
販売費及び一般管理費		8,308
営業利益		13,730
営業外収益		446
受取利息・配当金	309	
受取保険金及び配当金	46	
その他の	91	
営業外費用		313
支払利息	72	
コミットメントフィー	101	
団体定期保険料	70	
前受金保証料	42	
為替差損	7	
その他の	18	
経常利益		13,864
特別利益		322
固定資産売却益	2	
受取保険金	319	
特別損失		141
固定資産処分損	136	
その他の	4	
税金等調整前当期純利益		14,045
法人税、住民税及び事業税		4,385
法人税等調整額		△68
当期純利益		9,729
非支配株主に帰属する当期純利益		346
親会社株主に帰属する当期純利益		9,382

# 連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	9,435	10,089	46,858	△3,513	62,870
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△703		△703
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,382		9,382
自己株式の取得				△200	△200
自己株式の処分		0		35	35
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	0	8,679	△164	8,514
当連結会計年度末残高	9,435	10,089	55,537	△3,677	71,385

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	5,367	159	△84	5,443	1,544	69,857
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△703
親会社株主に帰属する 当期純利益						9,382
自己株式の取得						△200
自己株式の処分						35
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	1,894	—	84	1,978	344	2,322
当連結会計年度変動額合計	1,894	—	84	1,978	344	10,837
当連結会計年度末残高	7,262	159	—	7,421	1,888	80,695

# 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲

### (1) 連結子会社 6社

㈱横河ブリッジ、㈱横河システム建築、㈱横河住金ブリッジ、㈱榑崎製作所、㈱横河技術情報、㈱横河ニューライフ

### (2) 非連結子会社 4社

Yokogawa Techno Philippines Inc. 他3社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用

### (1) 持分法適用関連会社 1社

㈱ワイ・シー・イー

### (2) 持分法を適用していない非連結子会社 4社

Yokogawa Techno Philippines Inc. 他3社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 会計方針

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式…………… 原価法・移動平均法

#### ②その他有価証券

時価のあるもの…………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………… 原価法・移動平均法

### (2) たな卸資産の評価基準および評価方法

①未成工事支出金及び仕掛品…………… 個別法による原価法

②原材料及び貯蔵品…………… 連結子会社の㈱横河ブリッジ、㈱横河住金ブリッジ、㈱榑崎製作所および㈱横河技術情報

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法による算定）

連結子会社の㈱横河システム建築

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法による算定）

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物は定額法、それ以外は定率法

#### ②無形固定資産

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年内）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェアは、残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上する方法

その他は定額法

### (4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金は、営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金は、従業員に対する賞与金の支給に備えるため、支給額を見積り当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。



- ③工事損失引当金は、受注工事の将来の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、翌期以降の損失発生が確実であり、かつ損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、その損失見込額を計上しております。
- ④役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金等取扱規定に基づく当連結会計年度末要支給額の総額を計上しております。
- ⑤事故関連損失引当金は、平成28年4月22日に発生した橋桁落下事故に関連する損失のうち、翌期以降に発生が見込まれる金額を計上しております。
- (5) 収益および費用の計上基準  
 工事契約に係る売上高および売上原価の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
 ①退職給付に係る負債の計上基準  
 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。また、連結子会社の㈱横河住金ブリッジ、㈱横河技術情報および㈱榑崎製作所は小規模企業等における簡便法を採用しております。  
 数理計算上の差異は、連結子会社㈱横河ブリッジおよび㈱横河システム建築はその発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。  
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（1年）による定額法により費用処理しております。  
 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- ②消費税等の会計処理  
 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

**(表示方法の変更に関する注記)**

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）が当連結会計年度末に係る連結計算書類から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	28,725百万円
2. たな卸資産の内訳は次のとおりです。	
未成工事支出金及び仕掛品	115百万円
原材料及び貯蔵品	1,072百万円

3. 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行7行と当座貸越契約および取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額	20,000百万円
借入未実行残高	－百万円
差引額	20,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額は989百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式	45,564	－	－	45,564
計	45,564	－	－	45,564
自己株式				
普通株式	4,167	101	18	4,250
計	4,167	101	18	4,250

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加101千株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の取得による増加101千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。また、減少18千株は、従業員持株会専用信託口による自己株式の売却による減少18千株、単元未満株式の買増し請求による減少0千株であります。なお、当連結会計年度末日の自己株式数のうち、従業員持株会専用信託口が所有する株式数は、82千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	331百万円	8.00円	平成29年3月31日	平成29年6月29日
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	372百万円	9.00円	平成29年9月30日	平成29年11月24日

(注) 平成29年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	538百万円	利益剰余金	13.00円	平成30年3月31日	平成30年6月28日

(注) 平成30年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員持株会専用信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用要領等に則り、短期運用を中心に、元本の安全性、リスク分散を考慮した運用を行うこととし、また資金調達については銀行借入および社債発行による方針であります。また、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、グループ各社の債権管理規定等に従い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価等を把握するなどの方法により管理しております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債および借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。また、営業債務、社債および借入金は、流動性リスクに晒されていますが、グループ各社からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

長期借入金については、借入金利の変動リスクを回避するため、主に固定金利による借入れを行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	22,254	22,254	—
(2) 受取手形及び完成工事未収入金等	65,764	65,764	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	21,438	21,438	—
資産計	109,456	109,456	—
(1) 支払手形及び工事未払金等	21,879	21,879	—
(2) 一年内償還予定の社債及び社債	2,450	2,448	△1
(3) 一年内返済予定の長期借入金及び 長期借入金	6,593	6,589	△3
負債計	30,922	30,916	△5

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 受取手形及び完成工事未収入金等

これらはそのほとんどが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

#### 負 債

##### (1) 支払手形及び工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 一年内償還予定の社債及び社債ならびに (3) 一年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

一年内償還予定の社債及び社債、一年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の借入または社債発行を行った場合において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額285百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### (賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社では、東京都その他の地域に賃貸用の建物（土地を含む）を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,170	7,747

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額 1,907円50銭
2. 1株当たりの当期純利益 226円93銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式および1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除するほか、従業員持株会専用信託口が所有する当社株式（当連結会計年度末82千株、期中平均株式数50千株）を控除して算定しております。

#### (追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

##### (1) 取引の概要

当社は、平成29年7月31日開催の取締役会決議に基づき、「ESOP（信託型従業員持株制度）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しています。

本制度は、「横河ブリッジホールディングス従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ制度です。本制度では、当社が信託銀行に「横河ブリッジホールディングス従業員持株会専用信託」（以下、「従持信託」といいます。）を設定し、従持信託は、その設定後3年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証するため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、かかる保証行為に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

##### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しています。なお、当連結会計年度末における自己株式の帳簿価額は163百万円、株式数は82千株です。

##### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 157百万円

(注) 事業報告、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表に記載した金額、株式数については、記載桁未満を切り捨てております。

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	12,383	流動負債	690
現金預金	9,203	1年内償還予定の社債	100
売掛金	26	1年内返済予定の長期借入金	236
有価証券	1,630	未払金	250
短期貸付金	4	未払法人税等	35
未収入金	396	その他	67
その他	1,121	固定負債	9,256
固定資産	44,124	社債	2,350
有形固定資産	13,713	長期借入金	6,357
建物・構築物	4,076	役員退職慰労引当金	293
機械・運搬具	156	預り保証金	244
工具器具備品	118	長期前受収益	11
土地	9,120	負債合計	9,947
建設仮勘定	240	純資産の部	
無形固定資産	201	株主資本	39,598
ソフトウェア	150	資本金	9,435
その他	51	資本剰余金	10,081
投資その他の資産	30,209	資本準備金	9,142
投資有価証券	19,432	その他資本剰余金	939
関係会社株式	9,052	利益剰余金	23,758
関係会社長期貸付金	440	利益準備金	960
繰延税金資産	1,053	その他利益剰余金	22,798
長期前払費用	11	圧縮積立金	13
その他	218	別途積立金	18,500
資産合計	56,507	繰越利益剰余金	4,284
		自己株式	△3,677
		評価・換算差額等	6,962
		その他有価証券評価差額金	6,962
		純資産合計	46,560
		負債及び純資産合計	56,507

# 損益計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		2,995
売上原価		979
売上総利益		2,016
販売費及び一般管理費		1,198
営業利益		817
営業外収益		362
受取利息・配当金	346	
その他の	16	
営業外費用		186
支払利息	60	
社債利息	12	
コミットメントフィー	101	
その他の	12	
経常利益		993
特別損失		50
固定資産処分損	46	
その他の	4	
税引前当期純利益		943
法人税、住民税及び事業税		27
法人税等調整額		34
当期純利益		882

# 株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
						圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	9,435	9,142	939	10,081	960	14	18,500	4,105	23,579	△3,513	39,583	5,114	44,697
当 期 変 動 額													
圧縮積立金の取崩						△1		1	—		—		—
剰余金の配当								△703	△703		△703		△703
当 期 純 利 益								882	882		882		882
自己株式の取得										△200	△200		△200
自己株式の処分			0	0						35	35		35
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）												1,848	1,848
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△1	—	179	178	△164	14	1,848	1,862
当 期 末 残 高	9,435	9,142	939	10,081	960	13	18,500	4,284	23,758	△3,677	39,598	6,962	46,560

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
  - (1) 子会社株式および関連会社株式…………… 原価法・移動平均法
  - (2) その他有価証券
    - ①時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - ②時価のないもの…………… 原価法・移動平均法
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備および構築物は定額法、それ以外は定率法
  - (2) 無形固定資産  
自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法  
その他は定額法
3. 引当金の計上基準  
役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金等取扱規定に基づく期末要支給額の総額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (表示方法の変更に関する注記)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更）  
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）が当事業年度末に係る計算書類から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から税効果会計基準一部改正を適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,835百万円
2. 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約  
当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行7行と当座貸越契約および取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。  
これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額	20,000百万円
借入実行残高	一百万円
差引額	20,000百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	1,061百万円
短期金銭債務	188百万円
長期金銭債権	440百万円



(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	2,296百万円
営業費用	404百万円
営業取引以外の取引高	1,337百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数

    普通株式 4,250千株

(注) 当事業年度末日の自己株式の数のうち、従業員持株会専用信託口が所有する株式数は、82千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 繰延税金資産

未払事業税	4百万円
役員退職慰労引当金	89百万円
投資有価証券評価損	286百万円
会員権評価損	89百万円
固定資産減損損失	135百万円
子会社株式	4,082百万円
その他	8百万円
計	4,696百万円
評価性引当額	△564百万円
繰延税金資産合計	4,132百万円

2. 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	5百万円
その他有価証券評価差額	3,072百万円
繰延税金負債合計	3,078百万円

3. 繰延税金資産の純額

1,053百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱横河ブリッジ	350	(所有) 直接100%	土地・建物の賃貸、事業の経営管理、運転資金の貸付	不動産の賃貸(注1) 事業の経営管理(注2) 運転資金の貸付(注3) 貸付金利息(注3)	373 487 719 10	—	—
子会社	㈱横河システム建築	450	(所有) 直接100%	土地の賃貸、事業の経営管理、資金の代理運用	不動産の賃貸(注1) 事業の経営管理(注2) 資金の代理運用(注5)	128 195 3,020	—	—
子会社	㈱横河住金ブリッジ	499	(所有) 直接60%	運転資金の貸付 手形の買取	運転資金の貸付(注3) 貸付金利息(注3) 手形の買取(注6)	2,075 30 999	営業外受取手形	999
子会社	㈱榑崎製作所	350	(所有) 直接85%	運転資金の貸付 設備投資資金の貸付	運転資金の貸付(注3) 設備投資資金の貸付(注4)	59 220	関係会社長期貸付金	420
子会社	㈱横河ニューライフ	30	(所有) 直接100%	不動産の管理	不動産の管理業務(注1)	282	未払金	188

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 当社が各子会社との間に締結した経営管理契約に基づき、取引条件を決定しております。

(注3) 運転資金の貸付金利息については、市場金利を勘案して決定しております。

(注4) 設備投資資金の貸付金利息については、市場金利を勘案して決定しております。

(注5) 資金の代理運用利息については、市場金利を勘案して決定しております。

(注6) 受取手形の裏書譲渡を受けております。

(注7) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額 1,126円98銭

2. 1株当たりの当期純利益 21円34銭

(注) 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式および1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除するほか、従業員持株会専用信託口が所有する当社株式(当事業年度末82千株、期中平均株式数50千株)を控除して算定しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

「連結注記表 追加情報(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)」に記載しているため、注記を省略しております。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載した金額、株式数については、記載桁未満を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 横河ブリッジホールディングス

取締役会 御中

協和監査法人

代表社員 公認会計士 高山昌茂 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂本雄毅 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 横河ブリッジホールディングス

取締役会 御中

協和監査法人

代表社員 公認会計士 高山昌茂 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂本雄毅 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月14日

株式会社横河ブリッジホールディングス 監査役会

常勤監査役	北 爪	恒 平	Ⓔ
常勤監査役	荒 渡	薫	Ⓔ
社外監査役	志々目	昌 史	Ⓔ
社外監査役	八 木	和 則	Ⓔ
社外監査役	西 山	重 良	Ⓔ

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分を最重要施策の一つとして認識し、業績ならびに今後の事業展開に伴う資金需要などを総合的に勘案のうえ、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針を継続して、1株につき13円といたし、中間配当金（1株につき9円）とあわせ年22円と、前期に比べ6円の増配をいたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、538,162,183円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ふじ い ひさ し 藤 井 久 司 (昭和23年9月22日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年6月 取締役生産本部長 10年6月 取締役建築本部長 14年6月 常務取締役建築環境本部長 15年10月 常務取締役 11月 当社取締役退任 株式会社榑崎製作所代表取締役社長 19年4月 株式会社横河橋梁(現株式会社横河ブリッジ) 代表取締役社長 6月 株式会社榑崎製作所取締役退任 8月 当社取締役 21年10月 株式会社横河住金ブリッジ代表取締役社長 24年6月 同社取締役退任 26年6月 当社代表取締役社長 株式会社横河ブリッジ取締役退任 27年6月 同社代表取締役社長 9月 同社取締役退任 現在に至る	64,600株
2	たか ぎ きよ つぐ 高 木 清 次 (昭和34年2月2日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年10月 理事人事部長 25年10月 理事総務部長 26年6月 取締役社長室長兼総務部長 経理部・情報企画室担当 株式会社横河ニューライフ代表取締役社長 27年10月 当社取締役社長室長兼総務部長 監査室・経理部・情報企画室担当 28年6月 当社取締役社長室長兼総務部長 監査室・情報企画室担当 29年6月 株式会社横河ニューライフ取締役退任 10月 当社取締役監査室長兼社長室長兼総務部長 情報企画室担当 現在に至る	12,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	みやもと ひでのり 宮本英典 (昭和37年2月23日生)	昭和59年4月 当社入社 平成24年10月 理事経理部長 28年6月 取締役経理部長 現在に至る	4,994株
4	たか た かず ひこ 高田和彦 (昭和34年6月11日生)	昭和60年4月 当社入社 平成20年10月 株式会社横河ブリッジ理事橋梁生産本部 設計第一部長 23年6月 当社取締役総合技術研究所担当 株式会社横河ブリッジ取締役設計センター長 兼技術本部長・安全品質管理室担当 27年10月 同社取締役技術本部長兼安全品質管理室長 兼設計本部長 28年5月 同社取締役技術本部長兼安全品質管理室長 兼設計本部長兼業務本部総務第一部長 6月 同社常務取締役業務本部長兼総務第一部長 兼技術本部長兼安全品質管理室長 29年7月 同社常務取締役業務本部長兼総務第一部長 兼技術本部長 10月 同社常務取締役業務本部長兼技術本部長 30年4月 同社常務取締役総務本部長兼技術本部長 (現任) 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社横河ブリッジ代表取締役社長 就任予定	13,111株
5	おおしま てる ひこ 大島輝彦 (昭和33年9月18日生)	昭和56年4月 当社入社 平成13年10月 システム建築事業部袖ヶ浦工場長兼管理課長 兼生産課長 14年4月 株式会社横河システム建築袖ヶ浦工場長 兼生産課長 16年10月 同社袖ヶ浦工場長 17年6月 同社取締役袖ヶ浦工場長兼生産情報部長 10月 同社取締役千葉工場長兼生産情報部長 18年10月 同社取締役千葉工場長 22年6月 同社常務取締役千葉工場長 10月 同社常務取締役 28年6月 当社取締役 株式会社横河システム建築代表取締役社長(現任) 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社横河システム建築代表取締役社長	38,300株



候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	こばやし あきら 小林 明 (昭和34年10月14日生)	昭和57年4月 当社入社 平成22年10月 株式会社横河ニューライフ理事情報システム部長 26年6月 同社取締役情報システム部長 28年6月 株式会社横河技術情報取締役 29年6月 当社取締役 株式会社横河技術情報代表取締役社長(現任) 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社横河技術情報代表取締役社長	5,904株
7	きただ みき なお 北田 幹直 (昭和27年1月29日生)	昭和51年4月 検事任官(東京地方検察庁) 62年7月 在米日本国大使館一等書記官 平成9年4月 法務省刑事局国際課長 14年4月 外務省大臣官房監察査察官 20年7月 千葉地方検察庁検事正 21年1月 公安調査庁長官 22年12月 札幌高等検察庁検事長 24年1月 大阪高等検察庁検事長 26年1月 退官 3月 森・濱田松本法律事務所客員弁護士(現任) 6月 王子ホールディングス株式会社社外監査役(現任) 8月 アスクル株式会社社外監査役(現任) 27年6月 当社社外取締役 28年6月 双日株式会社社外監査役(現任) 現在に至る [重要な兼職の状況] 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 アスクル株式会社 社外監査役 双日株式会社 社外監査役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	かめ い やす のり 亀 井 泰 憲 (昭和27年9月5日生)	昭和50年4月 三菱レイヨン株式会社入社 平成17年6月 同社執行役員機能樹脂事業部長 20年4月 同社執行役員人事部長 22年6月 同社執行役員 ダイヤニトリックス株式会社 代表取締役社長 25年4月 三菱レイヨン株式会社執行役員 ANブロック担当 27年4月 同社顧問 28年3月 同社退社 6月 当社社外取締役 現在に至る	700株

(注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は北田幹直氏および亀井泰憲氏との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約の内容は、第154期事業報告の「3. 当社の会社役員に関する事項 (2) 責任限定契約の内容の概要」(P13)に記載のとおりであり、両氏が取締役役に再選され就任した場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 候補者北田幹直氏および亀井泰憲氏は社外取締役の候補者であり、各候補者の、会社法施行規則第74条第4項第2号以下で該当する事項等につきましては、以下のとおりであります。

(1) 候補者北田幹直氏について

- ① 同氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、法曹界等で要職を歴任され、これまで培ってきた豊富な経験および幅広い見識を活かして当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行の監督など社外取締役としての役割を発揮していただきたく、社外取締役の候補者とするものであります。
- ② 同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数(本総会終結の時まで)は、3年であります。
- ③ 同氏は、現在、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であり、同氏が取締役に再選され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

(2) 候補者亀井泰憲氏について

- ① 同氏は、現在、当社の社外取締役であり、また、三菱レイヨン株式会社の執行役員等を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および幅広い見識を活かして当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行の監督など社外取締役としての役割を発揮していただきたく、社外取締役の候補者とするものであります。

②同氏が当社の社外取締役就任からの年数(本総会終結の時まで)は、2年であります。

③同氏は、現在、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であり、同氏が取締役役に再選され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役北爪恒平氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ ひろ かわ りょう ご 廣 川 亮 吾 (昭和34年1月9日生)	昭和59年4月 当社入社 平成21年10月 株式会社横河ブリッジ橋梁営業本部 営業第一部部长 22年10月 同社橋梁営業本部積算センター長(部長) 25年10月 同社理事橋梁営業本部積算センター長 26年11月 同社理事鉄構保全事業室長 27年10月 同社理事保全事業本部営業部長 28年7月 同社理事橋梁営業本部東京営業第二部長 30年4月 同社理事営業本部東京営業第二部 現在に至る	2,000株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 候補者廣川亮吾氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者廣川亮吾氏は、北爪恒平氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めに従い、前任者の残任期間となります。
4. 候補者廣川亮吾氏が監査役に選任され就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、現在「基本報酬」および「退職慰労金」で構成されておりますが、本議案は、役員報酬体系の見直しの一環として役員退職慰労金制度（社外取締役以外の非常勤取締役は当該制度の対象外です）を廃止することに伴い、当社取締役（非常勤取締役を除き、以下、本議案において同様とします）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）を導入することについてご承認をお願いするものであります。

本制度は、当社の株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、平成13年6月28日開催の第137回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額310百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません）とは別枠で、従来の役員退職慰労金制度に代わる新たな株式報酬を、平成31年（2019年）3月末日で終了する事業年度から2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます）の間に在任する取締役に対して支給することといたしたく存じます。

なお、その詳細につきましては、後記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

また、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時点において、本制度の対象となる取締役の員数は3名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付等を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

#### (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に金240百万円を上限とする金銭を拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社の自己株式の処分による

方法または取引所市場（立会外取引を含みます）から取得する方法により取得します。

（注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、前記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります）

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします）において、当社の取締役会の決定により、その都度、3年を上限とする期間毎に信託期間を延長（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含み、以下、同様とします）し、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役へ交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、その延長する信託期間の年数に金80百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

ただし、前記のように信託期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がいる場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法および上限等

#### ① 取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり70,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与されたポイントの数に応じて、後記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

### ③取締役に対する当社株式の交付等

各取締役に対する前記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

### (4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

### (5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

### (ご参考)

なお、本制度の詳細につきましては、平成30年5月14日付当社プレスリリース「役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

## 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第130回定時株主総会において、年額60百万円以内にご承認いただき現在まで至っておりますが、その後の経済情勢の変化および監査役に係る退職慰労金制度の廃止等役員報酬体系の見直しその他諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を年額100百万円以内といたしたく改定をお願いするものであります。

なお、現在の監査役は5名(うち社外監査役3名)であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き監査役は5名(うち社外監査役3名)となります。

## 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される吉田明、名取暢の2氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
よしだ あきら 吉田 明	平成8年6月 取締役 14年6月 常務取締役 18年6月 代表取締役常務取締役 19年8月 代表取締役専務取締役 22年6月 代表取締役社長 26年6月 代表取締役会長 現在に至る
なとり とおる 名取 暢	平成24年6月 代表取締役専務取締役 26年6月 取締役 現在に至る

### 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を辞任される北爪恒平氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任いただきたく存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
きた づめ こう へい 北 爪 恒 平	平成21年6月 常勤監査役 現在に至る

### 第8号議案 取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成30年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案が承認可決されました場合に重任する取締役(社外取締役以外の非常勤取締役を除きます)藤井久司、高木清次、宮本英典、北田幹直、亀井泰憲の5氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で打切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的金額、方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたく存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ふじ い ひさ し 藤 井 久 司	平成19年8月 取締役 26年6月 代表取締役社長 現在に至る
たか ぎ きよ つぐ 高 木 清 次	平成26年6月 取締役 現在に至る
みや もと ひで のり 宮 本 英 典	平成28年6月 取締役 現在に至る
きた だ みき なお 北 田 幹 直	平成27年6月 社外取締役 現在に至る
かめ い やす のり 亀 井 泰 憲	平成28年6月 社外取締役 現在に至る



### 第9号議案 監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、平成30年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、本総会後も引き続き在任する監査役荒渡薫、志々目昌史、八木和則、西山重良の4氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で打切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的金額、方法等につきましては、監査役の協議にご一任いただきたく存じます。

打切り支給の対象となる監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
あら 荒 渡 薫	平成29年6月 常勤監査役 現在に至る
し 志 々 目 昌 史	平成18年6月 社外監査役 現在に至る
や 八 木 和 則	平成23年6月 社外監査役 現在に至る
にし 西 山 重 良	平成24年6月 社外監査役 現在に至る

以 上





# 株主総会会場ご案内図

住所 千葉県船橋市山野町47番地1 横河ウエストビル 4階会議室



● 最寄駅

JR (総武線、武蔵野線、京葉線)

東京メトロ東西線

東葉高速線

西船橋駅下車 南口 (山野町方面)

に出て徒歩約10分